

## Financial services tax alert

ファイナンシャル サービス タックス アラート

# 米国FATCA導入に向けて 今何をすべきか

## Contents

1. 日本の金融機関へのFATCAの適用について
2. 業種・商品別の検討ポイント
3. 財務省規則案の公表に向けて

2010年3月18日に米国にて成立した追加雇用対策法(Hiring Incentives to Restore Employment Act, HIRE Act)の一部である外国口座コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act, FATCA)については、我が国においても、現在、各金融機関や業界団体においても対応が協議され、導入に向けての準備が進められています。

詳細については、2011年前半とも言われる財務省規則案(Proposed Regulation)の公表が待たれます。本アラートでは、2013年1月の施行に向けて必要な準備について解説いたします。

# 1. 日本の金融機関へのFATCAの適用について

2010年11月、各国の業界団体関係者からFATCAに対する意見書が提出され、日本からもいくつかの業界団体から要望がなされました。その中の多くは、日本の金融機関が管理する口座や販売する商品が、米国人の租税回避行為に利用される可能性は極めて少ないものと考えられることから、日本の金融機関を報告義務の対象から除外することを求めていました。

しかしながら、各国で富裕層に対する課税が強化される傾向にあり、また、他国の税務当局との間で納税者に関する情報交換を行う国が増えているという世界的な課税に関する環境変化の流れや、FATCAの目的が米国外に資産を移転している米国人の適正な申告を促すという税務コンプライアンスの向上を図ることであることを考慮すると、日本の金融機関だけが報告義務の対象外となることはあまり期待できません。FATCA対応は、税務担当部署だけではなく、他の関連部署が協力して行う必要があり、また、システムの変更等

を伴う場合には相当程度の時間を要することが予想されることから、2013年1月の施行開始まで計画的に対応を進める必要があります。

そこで、FATCA導入に向けた対応を行うにあたっての検討ポイントを整理する以下になります。

## 【FATCAの導入に関する検討ポイント】

- (1) 税務担当部署だけではなく、営業、決済、IT、コンプライアンス、国際、法務部等の担当部署も含めたプロジェクトチームの編成、関連部署間での知識の共有（制度の理解）と対応プラン・ロードマップの作成
- (2) FATCAの適用対象となる関連会社の把握と対象となる関連会社への周知（情報交換）
- (3) 既存及び新規の顧客それぞれに関して、本人確認のために収集が必要な書類の把握と追加的に入手が必要な情報に関する業務フローの構築
- (4) AML（アンチ・マネーロンダリング）対応も視野に入れた業務フローの検討（本人確認のプロセス等双方の制度において共通の手続き）
- (5) 外国金融機関(FFI)として、米国の関係当局との実務対応に関する折衝の推進（より具体的な手続きの把握、租税回避リスクに利用される可能性の低い取扱金融商品の関係当局への説明）
- (6) 報告に必要な顧客情報を収集するためのITシステムや業務プロセスの構築
- (7) 2010年9月14日以降の取引について適用となった配当同等支払い(dividend-equivalent payments)に関する源泉徴収について、該当取引の有無や該当する場合の税務、システム対応などの検討

# 2. 業種・商品別の検討ポイント

FATCAの対象となるFFIには、銀行や保険会社のほか、投資信託、ヘッジファンド、ベンチャーキャピタルファンド等が含まれるものとされています。各業種（銀行、信託銀行、証券会社、アセットマネジメント会社及び保険会社）に特徴的な主な検討のポイントは、右記のとおりです。

(1) 銀行業・証券業のように顧客口座を保有する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ すべての顧客に対する本人確認方法について、現状からの変更点の洗い出し</li><li>▶ 年次報告のための情報収集に関するプロセスの確立やそれに伴うITシステムの対応</li></ul>
(2) 投資信託について	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 報告対象となる口座（投資信託）の特定</li><li>▶ 報告を要する場合の報告内容の把握</li><li>▶ QI(Qualified Intermediary)制度との相違点の把握と変更すべき業務フローの検討</li></ul>
(3) 保険商品について	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 報告対象となる保険商品、保険契約者の特定</li><li>▶ 報告を要する場合の報告内容の把握</li></ul>

### 3. 財務省規則案の公表に向けて

FATCAを遵守しないことは、すなわち米国源泉所得への源泉徴収税額の負担増やレビューション・リスクなどにつながると思われます。したがって、日本で米国への投資に関わるビジネスを行うためには、米国内国歳入庁(IRS)と契約を締結し、米国口座に関して報告を行わざるを得ないと考える金融機関が多いようです。

FATCA遵守のためには、何が求められ、それに対応するためには何が必要かを把握し、現時点できめ細かになっていること、いないことを予め整理した上で、今後財務省規則案が公表された際には即時に内容の分析を行い、具体的な対策を開始する必要があると考えられます。

このアラートについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

### Contact

#### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

谷本 真一	パートナー	+81 3 3506 2843	shinichi.tanimoto@jp.ey.com
蝦名 和博	パートナー	+81 3 3506 2463	kazuhiro.ebina@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
古川 武宏	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2787	takehiro.furukawa@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com
伊東 亜希子	マネージャー	+81 3 3506 2717	akiko.ito@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万1千人の構成員は、共通のパリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバー・ファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。

©2011 Ernst & Young Shinnihon Tax.  
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20110124-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト・アンド・ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他のいかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。